

## 第5期沖縄市教育振興基本計画策定業務委託

### 公募型プロポーザル実施要領

令和8年5月  
沖縄市教育委員会  
教育部 教育総務課

## 1. 趣旨

第5期沖縄市教育振興基本計画策定業務委託(以下、「本業務」という。)を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式により、企画提案を広く募集し、最も適切な者を契約候補者として選定するために必要な事項を定めるものである。

## 2. 業務概要

### (1) 業務名

第5期沖縄市教育振興基本計画策定業務委託

### (2) 業務の目的

第4期沖縄市教育振興基本計画(以下、第4期計画)が満了することから、教育基本法第17条第2項に基づく、令和9年度以降の第5期沖縄市教育振興基本計画(以下、第5期計画)の策定を支援するものである。

### (3) 業務内容

別紙「概要仕様書」のとおり

### (4) 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月26日まで

### (5) 提案上限額

5,775,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

※提案上限額は、契約予定金額を示すものではない。

## 3. 担当課(提出及び問い合わせ先)

〒904-8501 沖縄市仲宗根町26番1号

沖縄市教育委員会 教育部 教育総務課(沖縄市役所7階)

電話:098-939-1212(内線2712)

メールアドレス:kyo\_soumb01@city.okinawa.lg.jp

## 4. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

### (1) 単体企業として参加する場合

- ① 沖縄県内に本店または支店もしくは営業所があること
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しないこと。
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者でないこと。
- ④ 参加申請書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を本市から受けていないこと。
- ⑤ 暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。)若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。

- ⑥地方税及び国税の滞納がないこと。
- (2) 共同企業体として参加する場合  
次に掲げる事項をすべて満たしていること。
- ①沖縄県内に本店または支店もしくは営業所がある者を代表者とする共同企業体であること。
- ②共同企業体の構成員は、(1)の②から⑥をすべて満たしていること。
- ③参加申請書の提出日までに共同企業体を組織していること。  
共同企業体の設置に関する協定書は参加申請書とともに提出すること。
- ④本業務の管理担当者は、共同企業体の代表者の組織に配置すること。
- ⑤業務分担は、共同企業体の代表者の分担割合が過半であること。
- ⑥共同企業体の構成員は、単体企業又は他の共同企業体の構成員として、本件に応募していないこと。
- (3) 管理担当者等の配置
- ①管理担当者及び担当者を置くこと。なお、担当者は、複数配置することができ、この中から主任担当者（主たる部分を担当する者）を1名選任すること。
- ②管理担当者は、本業務と同種の業務（官公庁発注の各種計画の策定に向けた住民アンケート調査業務等）又は類似する業務（官公庁発注のニーズ調査業務(アンケート調査を除く)で令和2年7月1日以降に完了したものに限り）の実績を有すること。
- ③管理担当者は、企画提案書提出者の組織に属していること。
- (4) 沖縄県内に事務所等（共同企業体の場合は代表者となる企業）及び常駐する社員等を置き、常に連絡・調整ができる体制を整えて、本業務を確実に遂行できること。

## 5. スケジュール

本プロポーザルに関する日程は、以下のとおりとする。

ただし、諸事情により変更となる場合がある。

項目等	期日・期間
実施要領等の公表	令和8年5月15日(金)～6月12日(金)
質問書の受付期間	令和8年5月15日(金)～5月20日(水)正午
質問書に対する回答	令和8年5月21日(木)までの間
参加申請書の受付期間	令和8年5月15日(金)～5月25日(月)
企画提案書の受付期間	令和8年5月15日(金)～6月8日(月)正午
1次審査（書類審査）結果通知	令和8年5月27日(水)
2次審査（プレゼンテーション）	令和8年6月12日(金)
審査結果の通知	令和8年6月15日(月)（予定）
契約締結	令和8年6月中旬（予定）

## 6. 提出書類・提出方法等

### (1) 参加申請関係書類

#### ①提出書類

提出書類名等	様式等	提出部数	備考
参加申請書	様式－1	1部	
企業概要	様式－2	8部	
業務実績	様式－3	8部	
業務実施体制	様式－4	8部	
社会貢献活動実績	様式－5	8部	
管理担当者の経歴等	様式－6①、②	8部	
履歴事項全部証明書等	法人の場合：登記簿謄本 商号登記している個人の場合：商号登記簿謄本 商号登記していない個人の場合：身分証明書	1部	「沖縄市物品単価表及び登録業者名簿」又は「沖縄市入札参加資格者登録名簿」に登録された者は、提出を省略することができる。
滞納のない証明書	法人の場合：市町村税、県民税法人税、消費税および地方消費税 個人の場合：市町村税、所得税、消費税および地方消費税	各1部	
共同企業体の設置に関する協定書	共同企業体の設置に関する協定書	1部	※共同企業体として参加する場合のみ

#### ②提出期限

令和8年5月25日(月) 午後5時まで

### (2) 企画提案関係書類

#### ①提出書類

提出書類名等	様式等	提出部数
企画提案書表紙	様式－7	1部
企画提案書	様式－8	8部
見積書	様式－9 様式－9の別紙	
その他参考資料	任意様式等	1部

#### ②提出期限

令和8年6月8日(月) 正午まで

### (3) 提出方法等

#### ①持参又は郵送（提出期間内必着とする。）

持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時までとする。

郵送の場合は、書留郵便など配達記録が分かる方法によること。また、提出書類に不備のある場合は受理不可となるため、その旨考慮した上で発送手続きを行うこと。不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じても、本市はこの責を負わない。

#### ②提出先

沖縄市教育委員会 教育部 教育総務課

#### ③特記事項

ア. 内容確認のため追加資料等の提出を求めることがある。

イ. 提出する企画提案書等は原則A4版とする。A3用紙等を使用する場合はA4サイズへ折りたたむこと。

ウ. 提出期限後は、各書類等の変更、差し替え等は認めない。

エ. 提出された書類等が、次のいずれかに該当する場合には、これを無効とする。

- ・本要領の定めに適合しないもの
- ・虚偽の内容が記載されているもの

オ. 提出された書類等は返却しない。

カ. 提出された参加申請書及び企画提案書の著作権は提出者に帰属するものとし、提出者に無断で利用することはない。ただし、本市が本業務の事務及び事務処理に必要な範囲において、複製、記録及び保存を行う場合がある。

## 7. 質問の受付及び回答方法

### (1) 質問の内容

質問は、参加申請書・企画提案書等の作成及び提出に必要な事項並びに業務実施に係る条件に限る。評価及び審査並びに提案内容に係る質問は一切受け付けない。

### (2) 質問の提出及び回答の方法

①受付期間 令和8年5月15日(金)～5月20日(水) 正午まで

②提出方法 電子メール（受付期間内必着とする。）

送信先アドレス kyo\_soumb01@city.okinawa.lg.jp

③提出様式 様式-10 質問書

④質問に対する回答 令和8年5月21日(木)までの間に、本市ホームページにおいて回答する。

- ・類似する質問に関しては、まとめて回答する。
- ・質問内容が質問者固有の提案内容に関わるものについては、質問者に対してのみ、メールにて回答する場合がある。

## 8. 選定方法

本業務に関する契約候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し、企画提案書等をもとに1次審査と2次審査をおこない、それぞれの評価点の合計が最も高かった企画提案書の提案者を契約候補者として選定する。

ただし、得点が配点合計の60%以上に達しない場合は、契約候補者として選定しない。

### (1) 1次審査（書類審査）

審査基準に基づき書類審査を行い、上位4者程度を選定する。

### (2) 2次審査（プレゼンテーションによる審査）

企画提案内容についてのプレゼンテーションによる2次審査を実施する。

#### ①日時：令和8年6月12日(金)

※プレゼンテーションの日程及び会場（沖縄市役所内を予定）については、1次審査結果と合わせて通知する。

#### ②実施方法

ア. プレゼンテーションの時間配分は、説明15分以内、質疑応答15分以内とする。

イ. プレゼンテーションの説明者は、配置予定の管理担当者とする。なお、担当者は2名まで同席することができる。

ウ. 追加資料の配付は禁止する。ただし、本市から提出を求められた資料等については、この限りでない。

エ. プレゼンテーションで機材等を使用する場合は、事前に担当課へ連絡し、企画提案者で持参すること。また、企画提案書と同一の図や写真を用いた説明用パネル等の使用も可能とする。

オ. 審査開始時間に遅刻又は欠席した場合は、2次審査対象者から除外する。

### (3) 審査基準等

審査項目及び評価内容等は、次表に掲げるとおりとする。

#### ①1次審査

審査項目	審査内容等	配点
業務実績	同種・類似業務の実績があるか。	3
実施体制	適切に業務を遂行できる体制か。	3
業務経験	管理担当者及び担当者の業務経験の有無。	6
地理的条件	沖縄市内に本社等があるか。	5
社会貢献活動	社会貢献活動の実績の有無。	3
計		20

## ② 2次審査

審査項目	審査内容等	配点
業務内容の理解度	業務の目的や内容を理解し、適切な提案となっているか。	5
実施工程	実施スケジュールが具体的かつ明確に提示され、確実な遂行が見込めるか。	5
企画提案内容	計画策定への具体的かつ適切な手法等が示されているか 独自提案の有無及び提案内容の有効性	60
その他	・本業務に対する取組意欲等が感じられるか。 ・プレゼンテーションに説得力があり、質疑に対し明確な回答がなされているか。	10
計		80

### (3) 審査結果の通知

審査結果は、1次審査、2次審査とも、それぞれの審査対象者全員に、書面により通知する。

選定に関する審査内容及び経過等については非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

## 9. 契約に関する事項

### (1) 見積書を徴する相手先としての特定

本市は、選定委員会により選定した契約候補者を本業務委託契約に係る随意契約の見積書を徴する相手先として特定するとともに、業務の詳細内容の協議を実施し、双方合意に至った場合に契約を締結するものとする。

ただし、下記のいずれかに該当し、契約が締結できない場合には、次点者を見積書徴取の相手先として再特定するものとする。

- ①契約候補者が、地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなったとき。
- ②契約候補者が、本市から指名停止を受けることとなったとき。
- ③契約候補者からの見積書徴取及び協議の結果、契約締結ができないとき。
- ④契約候補者が、本業務の委託契約の締結を辞退したとき。
- ⑤その他の理由により契約候補者との契約締結が不可能となったとき。

### (2) 業務の仕様及び実施条件

①本業務の仕様については、企画提案内容を尊重し、双方協議の上、契約限度額の範囲内で定めるものとする。提案された内容のすべてを実施することを保証するものではない。

②本業務を一括して第三者に再委託することはできない。一部再委託は、本市が必要と判断する場合に限り認めるものとする。

③企画提案書に記載した管理担当者等は、特別の理由により本市がやむを得ないと認める場合を除き、変更できないものとする。

(3) 契約内容等

本業務の委託契約は、沖縄市契約規則によるものとする。

**10. 失格事項**

次のいずれかに該当した場合には失格とする。

- ①参加資格、提出書類・提出方法、提出期限、提出先等に適合しないなど、本要領の定めに反した場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③審査に関する不正な行為、公平性を害する行為等があった場合
- ④その他、企画提案にあたり著しく審議に反する行為等、選定委員会が失格であると認めた場合

**11. その他の留意事項**

- (1) 企画提案書等の作成、提出及びプレゼンテーション参加等に要する費用は、その一切を参加者の負担とする。
- (2) 参加申請書提出後、辞退を希望する場合は、提出期間内に速やかに、辞退届（様式-11）を提出すること。
- (3) 本業務に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (4) 参加申請書、企画提案書その他の提出書類に虚偽の内容を記載した場合には、その行為を行った者に対し、指名停止等の措置を行うことがある。
- (5) 本業務委託の契約後に、契約者が本要領「10. 失格事項」に該当していたことが明らかとなった場合には、契約の解除を行うことがある。